

今月のお知らせ

外国人のこどもが日本の学校へ入る てつづきについて(お知らせ)

外国人のこどもが日本の学校へ入るにはてつづきがいります。

令和9年(2027年)4月に「大阪市立小学校」・「大阪市立中学校」へ入りたいときは住之江区役所でてつづきをしてください。

学校へ入ることができるこども

- ・小学校「令和2年(2020年)4月2日から令和3年(2021年)4月1日までに生まれたひと」
- ・中学校「令和9年(2027年)3月に小学校を卒業するひと」

てつづき

- ①令和8年(2026年)8月15日ごろに区役所から「入学のご案内」を送ります。
- ②「入学のご案内」のみぎがわの「入学申請書」を書いてください。
- ③令和8年(2026年)9月30日までに区役所へ持ってきてください。ゆうびんで送ることもできます。

「入学のご案内」を持っていないとき

つぎの書類を持って区役所へ行ってください。

- ・「住んでいるばしょやなまえがわかる書類」(在留カードやパスポートなど)
- ・「小学校の卒業がわかる書類」(中学校に入るひと。住之江区の「大阪市立小学校」を卒業するひとはいりません。)

わからないことは区役所へきいてください。

☎区窓口サービス課(住民登録) 窓口⑦番
☎06-6682-9963

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の所得状況届及び現況届の提出について

区保健福祉センターよりお知らせ文書を送付していますので、特別児童扶養手当の認定を受けている方は「所得状況届」を、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当の認定を受けている方は「現況届」を提出してください。これらの届は支給要件や所得状況を確認するもので、8月分以降の手当の受給に必要な手続きです。

期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合があります。なお、前年の所得額等により、支給が停止されることがあります。

提出期間:8月12日(水)～9月11日(金)(土日除く)

☎区保健福祉課(福祉) 窓口③番
☎06-6682-9857

児童扶養手当の現況届の提出について

児童扶養手当を受給されている方は、「現況届提出のお知らせ」を送付しますので、8月中に区役所まで提出にお越しください(土日祝除く)。

なお、8月12日(水)、13日(木)、14日(金)の期間は、住之江区役所2階「すみのえ舞昆ホール」に特設窓口を設置しますので、できるだけこの期間中にお越しください。

「現況届」の提出がされないと、手当の支払いを受けることができなくなりますのでご注意ください。

☎区保健福祉課(福祉) 窓口③番
☎06-6682-9857

マイナンバーカードの新規取得・更新の手続きをお手伝いします！

1 出張申請サポート (予約不要)

無料で写真撮影を行い、カード申請手続きができる出張申請窓口を開設しています。

申請後、交付通知書(ハガキ)が届いたら、区役所でカードをお受け取りください。

☎8月9日(日)11:00～17:00 場 南港ポートタウン管理センター1階(南港中2-1-99)

☎8月29日(土)、30日(日)10:00～16:00 場 オスカードリーム1階(新北島1-2-1)

また、他区の会場もご利用いただけます。

2 区役所や出張窓口に行くのが難しい方へ 訪問型出張申請受付 (要予約)

5名以上集めていただき、コールセンターに予約されますと職員等が訪問してカードの申請受付を行い、ご自宅にカードを送付します。また、カードを申請済みで区役所での受け取りが困難な方もこのサービスを利用すればカードがご自宅に送付されます。

※外出が困難な方は、お一人でもご利用できます。

更新の手続きの方は、有効期限通知書とマイナンバーカードをご持参ください。

☎Webサイト・コールセンター (☎050-3535-0200)

申請書作成支援システム(書かない窓口)を区役所に設置しています！
マイナンバーカードで申請書の住所、氏名、生年月日などが記入不要です！

申請書作成支援システム(書かない窓口)にご自身のマイナンバーカードを読み取らせることで、氏名や住所、生年月日、性別の基本情報があらかじめ記入された申請書を受け取ることができます。IT機器に不慣れな方でも簡単に利用でき、また、複数の申請書を一度に作成することも可能です。

区役所の窓口で申請書を作成する際にはぜひご利用ください。

☎区総務課(ICT・企画) 窓口④番
☎06-6682-9909

マイナンバーカードがあれば、
住民票の写し等はコンビニ交付が
お得で便利！

マイナンバーカードをお持ちの方は、住民票等の各種証明書を、全国のコンビニで区役所が閉庁している土日祝日、早朝や深夜も発行できます！(利用可能時間6:30～23:00)

マルチコピー機を操作して発行するため、
申請書の記入は不要、手数料も窓口より100円お得です！(戸籍全部(個人)事項証明書を除く。)

取得できる証明書の種類等、詳しくはホームページをご確認ください。

☎区窓口サービス課(住民登録) 窓口⑦番
☎06-6682-9963

動画で操作方法をご案内！

市民税・府民税・森林環境税(普通徴収)
第2期分の納期限は8月31日(月)です

予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる場合は申請により審査のうえ、減額・免除されることがあります。

市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込(Webで申込み可能)をご利用ください。また、スマートフォン決済アプリ(各種Pay等)、クレジットカードによる納付も可能です。納付方法等の詳細は、ホームページをご確認ください。

☎あべの市税事務所 個人市民税担当

☎06-4396-2953

☎06-4396-2905



詳しくはこちら

近畿財務局多重債務無料相談窓口

専門の相談員がお話を伺い、多重債務の解決方法をアドバイスします(面談または電話)。

☎月曜～金曜(祝日を除く)

9:00～12:00、13:00～17:00

☎近畿財務局 多重債務相談窓口(面談は要予約)

☎06-6949-6523

8月は「こども110番月間」

「こども110番」は地域のこどもは地域で守り、こどもたちが安心して暮らせる環境を作るための運動です。

もしものときに、こどもたちが助けを求められるように、地域の協力家庭やお店に目印となる旗やステッカーを掲げています。

不審者を見かけたら、こどもを守り、すぐに警察に通報しましょう。

☎こども青少年局青少年課 青少年企画グループ
☎06-6684-9441 ☎06-6684-9283

「国民健康保険料等のための
所得申告書」の提出をお願いします

国民健康保険料の計算及び軽減判定のために、収入のない方や市・府民税申告が不要な方を含め、すべての被保険者の所得状況を把握する必要があります。(所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられません。)

そのため、前年の所得を申告されていない方のいる世帯へ、「国民健康保険料等のための所得申告書」を7月に送付していますので、必ずご提出をお願いします。行政オンラインシステムでも申請できます。

なお、未提出の世帯には「大阪市国民健康保険コールセンター」から申告書の提出を呼びかけています。

☎区窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番
☎06-6682-9956

電動自転車は申告及びナンバープレート
の取り付けが必要です

電動自転車(いわゆるペダル付き電動バイクを含む)は、地方税法上、原動機付自転車に該当します。所有者は、軽自動車税に係る申告を行うとともに、ナンバープレートの交付を受け、車体の見やすい箇所に取り付ける必要があります。※電動アシスト自転車は、申告及びナンバープレート

の取り付けは不要です。申告方法等の詳細は、ホームページをご確認ください。

☎あべの市税事務所 軽自動車税担当

☎06-4396-2954

☎06-4396-2905



詳しくはこちら